令和８年（フ）第３９６号
静岡県浜松市中央区瓜内町556番地　パラディーソミナミ202号室
債務者　木部　希望
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第９４８号
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字生山48番第18番地
債務者　原田瑛璃衣
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８８１号
愛知県春日井市大手町４丁目９番地11　サニーウェル301号
債務者　北村　純司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３２号
名古屋市南区天白町３丁目９番地の124
債務者　梅村　周矢
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１７０号
名古屋市中村区沖田町233番地　フリーデン岩塚203号
債務者　竹市　剛士
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１８９号
名古屋市西区南堀越１丁目５番13号　シティハイム南堀越203号
債務者　田中　勝久
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１９４号
愛知県愛西市町方町十二城147番地２
債務者　今村　素女
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２２号
名古屋市天白区大根町326番地　おおね荘20棟204号
債務者　早川　　均
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２７号
名古屋市熱田区明野町１番８号　一富士マンションⅢ205号、従前の住所名古屋市中川区高畑４丁目81番地　グループホームひなた高畑
債務者　水野　洋祐
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２４５号
愛知県瀬戸市東横山町48番地の１　パレス新瀬戸306
債務者　青山　祐子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２５９号
名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘205号、従前の住所名古屋市北区西味鋺３丁目809番地　コーポアジマ205号
債務者　可児　伸夫
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３０３号
愛知県弥富市平島町喜右味名27番地１　グランシャリオセイワ　Ｖ　７号室
債務者　神原　竜司
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２５号
名古屋市港区幸町２丁目39番地の２
債務者　中島喜美代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３１号
名古屋市港区稲永５丁目６番２－205号　西稲永荘
債務者　平田美代子
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３３２号
名古屋市港区稲永５丁目６番２－205号　西稲永荘
債務者　平田　尚光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５２号
名古屋市中区新栄２丁目46番24号　Ｐｒｉｍａｌ千種ｓｔｅｌｏ302号
債務者　林　　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５８号
名古屋市名東区上社２丁目202番地　アイサンビル406号
債務者　川原　達也
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部